第四十四条第一項第九号	イから二まで	［略］
［略］	［略］	［略］
第六十条第一項第十四号	イから二まで	［略］
［略］	［略］	［略］
第六十条の二第一項第三号	イから二まで	［略］
［略］	［略］	［略］

第百二十五条　前章及びこの款の規定により次に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより組合が当該書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの款の規定にかかわらず、当該書類を提出し又は請求書等に添えることを要しないものとする。

［一　略］

二　国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金等改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を明らかにすることができる書類

［三　略］

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第百三十二条　前条の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第三号中「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第十条の三」と、同条第二項第一号中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第二号中「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四各号」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第十条の三各号」と、「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同号ロ中「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第十条の三」と、同条第三項各号列記以外の部分中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第四号中「法第七十九条第一項第三号」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項第三号」と読み替えるものとする。

別表第一号表

第一号表の一

短期経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借			貸		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
［略］	［略］	［略］	［略］	［略］	［略］

［同上］	イから二まで	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イから二まで	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］
［同上］	イから二まで	［同上］
［同上］	［同上］	［同上］

第百二十五条　前章及びこの章第三節第一款の規定により次に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより組合が当該書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの章第三節第一款の規定にかかわらず、当該書類を提出し又は請求書等に添えることを要しないものとする。

［一　同上］

二　国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（国民年金等改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を明らかにすることができる書類

［三　同上］

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第百三十二条　前条の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出について準用する。この場合において、前条中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法施行規則第二条の六の四」と、「組合員であつた当時の所属機関」とあるのは「被保険者であつた者が使用されていた事業所」と読み替えるものとする。

別表第一号表

第一号表の一

短期経理

資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借			貸		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］	［同左］